

先進的な障害者サービスに関するシンポジウム  
「読書バリアフリーと図書館の役割～誰もが読める環境づくり～」

# 読書バリアフリー法に関する国の動向

令和3年2月13日（土）

総合教育政策局 地域学習推進課長 横井理夫

# 目 次

1. 読書バリアフリー法
2. 読書バリアフリー基本計画
3. 令和3年度予算（案）等

# 1. 読書バリアフリー法

---

## 図書館等公的機関に障害者への合理的配慮の提供の義務付け

- ・ 障害者の権利に関する条約（2008年発効）
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
（平成25年法律第65号）

## 読書に障害のある者の定義の拡大

- ・ 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約  
（2016年発効）
- ・ 著作権法（昭和45年法律第48号）（平成30年改正）  
肢体不自由等を含め、障害によって書籍を読むことが困難な者が広く対象となる。

## 目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて  
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

## 基本理念（3条）

- ・ アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・ アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・ 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

## 国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・ 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・ 地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

## 基本的施策（9条～17条）

### ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
- ・円滑な利用のための支援の充実
- ・点字図書館における取組の促進 など

### ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）

- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
- ・関係者間の連携強化 など

### ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）

- ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
- ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
- ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など

### ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）

- ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
- ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など

### ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）

- ・相談体制の整備 など

### ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）

### ⑦情報通信技術の習得支援（15条）

- ・講習会・巡回指導の実施の推進 など

### ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）

### ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

※地方公共団体は③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

## 協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日：公布の日

※令和元年6月28日

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会（構成員）

安形	輝	亜細亜大学国際関係学部国際関係学科教授
阿部	一彦	日本身体障害者団体連合会会長
市川	宏伸	日本発達障害ネットワーク理事長
上田	涉	日本オーディオブック協議会常任理事
植村	八潮	日本出版学会及び情報メディア学会会長、専修大学教授
宇野	和博	弱視者問題研究会教育担当役員、筑波大学附属視覚特別支援学校教諭
河村	宏	日本DAISYコンソーシアム運営委員長
小池	信彦	調布市立図書館館長
小林	司	長野県教育委員会事務局 文化財・生涯学習課長
近藤	武夫	東京大学先端科学技術研究センター准教授
鈴木	直人	電子出版制作・流通協議会事務局長
高橋	正名	日本図書館協会常務理事
竹下	亘	全国視覚障害者情報提供施設協会理事長
藤堂	栄子	認定NPO法人エッジ会長
長尾	正志	堺市 健康福祉局障害福祉部 障害施策推進課長
中野	泰志	慶応大学経済学部教授
野村	勝之	日本点字図書館総務部長
樋口	清一	日本書籍出版協会事務局長
三宅	隆	日本視覚障害者団体連合情報部長
見形	信子	DPI日本会議
吉澤	新一	日本電子書籍出版社協会専務理事

## 【関係省庁等】

文部科学省	総務省
文化庁	経済産業省
厚生労働省	国立国会図書館



## 2. 読書バリアフリー基本計画

---

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】 (読書バリアフリー基本計画)

## 本計画の位置付け

- ・視覚障害者等(=視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者)の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法(7条)に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定(対象期間:令和2～令和6年度)。
- ・関係者による「協議の場」(18条)として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

## 基本的な方針

### 1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等(=音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等)について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍(=点字図書、拡大図書等)を提供するための取組を推進する。

### 2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

### 3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

# 施策の方向性 I

## 1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等(9条関係)

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

## 2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(10条関係)

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サピエ図書館への会員加入の促進などサピエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

## 3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(11条関係)

- ・サピエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等(=著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等)の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

## 4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等(12条関係)

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

### 5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(13条関係)

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

### 6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援(14条・15条関係)

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサピエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

### 7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等(16条関係)

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

### 8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等(17条関係)

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

### 3 令和3年度予算（案）等

---

# 図書館における障害者利用の促進

令和3年度予算額（案） 17百万円  
（前年度予算額 17百万円）



## 趣 旨：

令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。また、読書バリアフリー法に基づき、令和2年7月に決定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）では、具体的な施策として、視覚障害者等の円滑な利用のための支援の充実、司書、司書教諭・学校司書等の資質向上、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行える体制構築などが具体的な施策としてあげられている。

このため、先導的な読書バリアフリーに関する研修や関係者が連携した取組を支援するとともに、これらの取組の成果を全国に普及することにより、地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進する。

## 事業内容

### 1. 障害者サービス検討委員会の設置等 8,587千円

視覚障害者等の図書館利用に係るサービスの充実を図るため、有識者、自治体、公立図書館、学校図書館、大学図書館等の関係者で構成される委員会を設置し、振興方策の検討を行うとともに、実態調査や事例の収集等を行う。

### 2. 司書・職員等の支援人材、ピアサポート人材の育成 1,838千円

司書、司書教諭・学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器（拡大読書器、DAISY再生機など）の使用法に習熟するための研修等を行う。また、障害当事者でピアサポートができる司書・職員の育成や環境の整備を行う。【2箇所】

### 3. 読書バリアフリーコンソーシアムの設置等 6,078千円

公立図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館等によるコンソーシアムを構築することにより、各館の資源の共有や人材の交流等を図るとともに、図書館を利用する視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化を図る。また、これらの成果の普及及び読書バリアフリーの理解促進を目的としたフォーラムを開催する。【2箇所】

#### 【対象者・事業種別等】

- 1 国 （本省直轄事業）
2. 3 国 → 地方公共団体・民間団体（委託事業）



成果の普及：①研修のプログラム・教材について文部科学省及び関係団体等のホームページで公開する。

②地域において構築されたコンソーシアムの成果をフォーラム等で発信するとともに、ネットワークが恒常的なものとなるよう多様な資金調達の方法等を検討する。

（例：図書館基金の設立、ファンドレイザーの配置、ふるさと納税の活用等）

# 図書館・学校図書館における新型コロナ予防ガイドラインの策定

図書館、学校図書館の全国組織が、開館の前提となる感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したガイドラインを策定

## ▶ 日本図書館協会 (5/14策定、5/26更新)



■ 著作権者の権利尊重に対する意識向上を目指して ■

お知らせ news	重要	2020/06/01	当協会の休止業務の再開について
	ニュース	2020/05/28	「図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」の作成経緯・作成過程について
	重要	2020/05/26	図書館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン（ <u>重訂版</u> ）について
	更新情報	2020/05/21	3団体から読み聞かせ等の許諾回答が寄せら
	重要	2020/05/20	図書館における新型コロナウイルス感染症拡大「来館者名簿の作成」の運用に関する補足説
重要	2020/05/14	図書館における新型コロナウイルス感染症拡大	

<https://www.jla.or.jp/>



## ▶ 全国学校図書館協議会

(5/14策定、6/30更新、8/17・9/9一部修正)

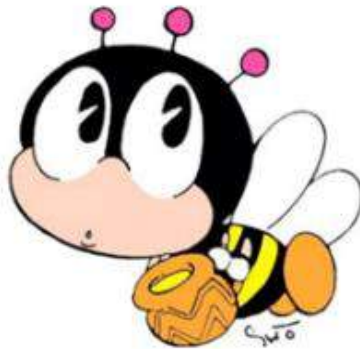


<https://www.j-sla.or.jp/>



ご清聴ありがとうございました

## 「マナビィ・メールマガジン」(総合教育政策局発行)



### マナビィ

故石ノ森章太郎氏デザインの生涯学習のマスコットです。「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ「マナビィ」と名づけられました。学ぶことが好きな「マナビィ」には「学」という字のように触角が3本あります。

### ○マナビィ・メールマガジンとは？

- ・生涯学習、社会教育に関する情報の共有化等を促進するため、毎月2回(8日、24日)配信しています。
- ・登録はコチラ

→ <http://www.mext.go.jp/magazine/#002>



### ○主な配信コンテンツ

- ・リレートーク
- ・今月のニュース・お知らせ
- ・総合教育政策局の施策紹介
- ・全国の生涯学習の取組  
～生涯学習を通じた地域振興～
- ・企業等からの取組紹介・お知らせ
- ・企画競争・公募等の入札情報 等

### ○記事募集中！

リレートークへの寄稿、イベント情報や事例の発信等、随時記事を募集しています。詳しくは、地域学習推進課 地域振興係までお問合せ下さい。

TEL: 03-6734-3464

E-mail:

[manaby@mext.go.jp](mailto:manaby@mext.go.jp)